# 木造一戸建て住宅の
# 大規模なリフォームについて

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付

2025年3月版

# 2025年4月から木造戸建の大規模なリフォームが建築確認手続きの対象になります

※大規模なリフォーム：建築基準法の大規模の修繕･模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。

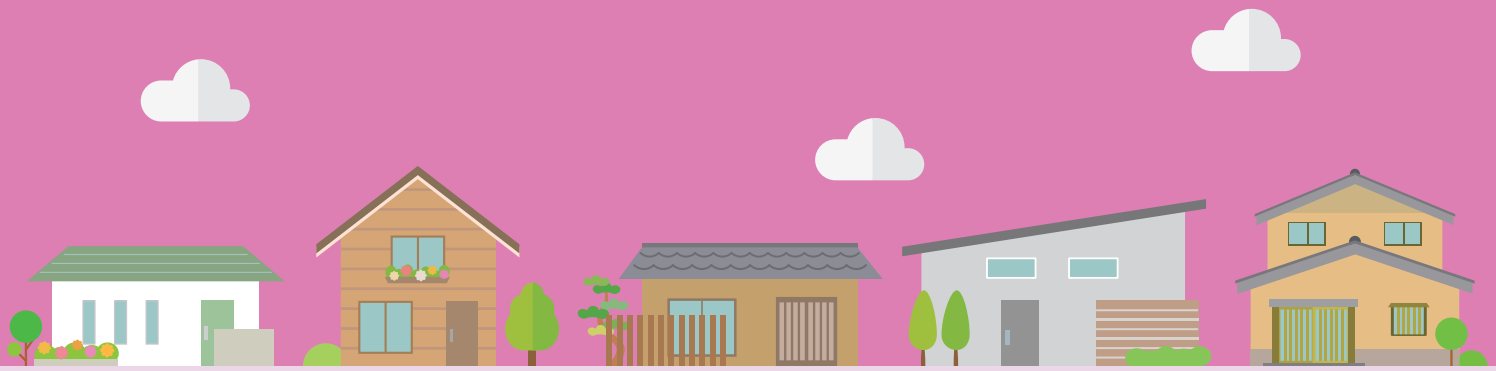

## 2つの注意点

**❶ 建築確認手続きの対象となります**

**❷ 建築士による設計･工事監理が必要です**

詳細は裏面をご覧ください

# 木造戸建の大規模なリフォームは建築確認手続きが必要になります

2022（令和4）年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により、建築確認手続きの対象の見直しが行われます。

## ❶ 建築確認手続きの対象となります

**二階建ての木造戸建等で行われる大規模なリフォーム※1で、2025年4月以降に工事に着手するものは、事前に建築確認手続き※2が必要となります。**

**キッチンやトイレ、浴室等の水回りのリフォームや、バリアフリー化のための手摺やスロープの設置工事は手続き不要※3です。**

※1：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。例えば、階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は該当しません。

※2：建築確認手続きは、工事に着手する前に手続を終える必要があります。また、現行法に適合していない箇所があれば別途適合させる工事が必要な場合があります。

※3：工事内容によっては大規模なリフォームに該当する場合があるので、建築主事または指定確認検査機関へご相談ください。

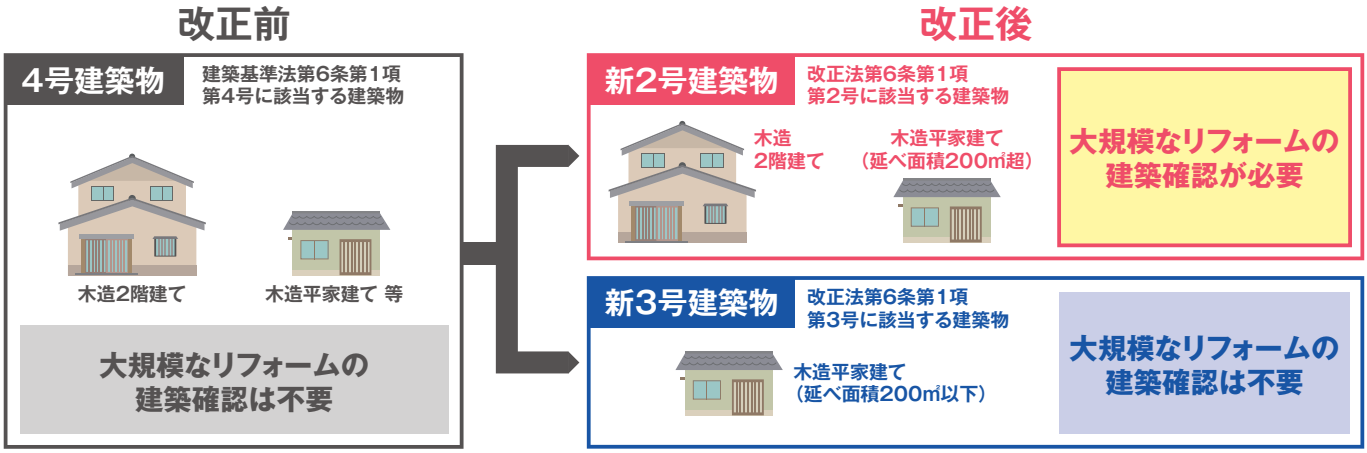


## ❷ 建築士による設計・工事監理が必要です

**延べ面積が100㎡を超える建築物※4で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。**（建築基準法第5条の6の規定による）

※4：建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が別途延べ面積等を定めている場合があります。

**詳細はこちら**

**■大規模なリフォームについて**

建築基準法改正　建築確認

**違反には罰則が措置されています。**

建築基準法第99条の規定により、以下の者への罰則は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金となります。

○建築確認又は完了検査を申請しなかった**建築主**
（建築基準法第6条第1項又は第7条第1項違反）

○確認済証の交付を受けずに工事を行った**工事施工者**
（建築基準法第6条第8項違反）

発行：国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付　TEL:03-5253-8111

# 建築確認等の対象の見直し（建築基準法第6条第1項）



今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、新たに建築確認等の手続きが必要となる。

## 現行

| 法第６条第１項に規定する建築物 | 建築確認が必要な工事 |
|---|---|
| １号建築物 | ・新築<br>・増築<br>・改築<br>・移転<br>・大規模の修繕<br>・大規模の模様替 |
| ２号建築物 | |
| ３号建築物 | |
| ４号建築物<br>（旧４号建築物） | ・新築<br>・増築<br>・改築<br>・移転<br>⇨ 審査省略制度の対象 |

## 改正

| 法第６条第１項に規定する建築物 | 建築確認が必要な工事 |
|---|---|
| １号建築物<br>・特殊建築物<br>かつ<br>・当該部分の面積が200㎡超 | ・新築<br>・増築<br>・改築<br>・移転<br>・大規模の修繕<br>・大規模の模様替 |
| ２号建築物<br>（新２号建築物）<br>・階数２以上<br>又は<br>・延べ面積200㎡超 | |
| ３号建築物(都計区域等の区域内)<br>・平家<br>かつ<br>・延べ面積200㎡以下 | ・新築<br>・増築<br>・改築<br>・移転<br>⇨ 審査省略制度の対象 |

審査省略制度：構造関係規定等の一部の審査が省略される特例制度

# 建築確認の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

## 改正前　階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外

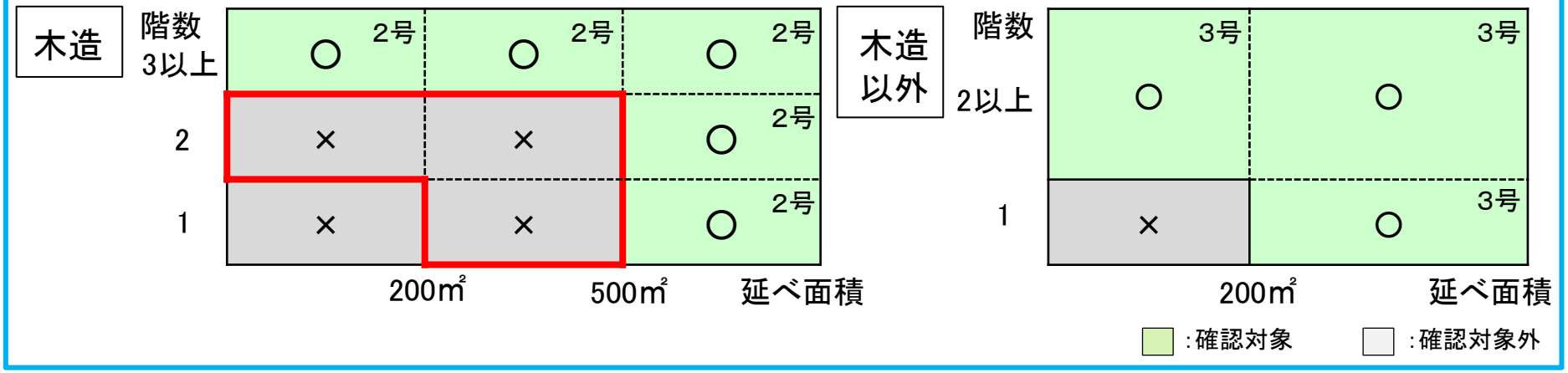


## 改正後　構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に

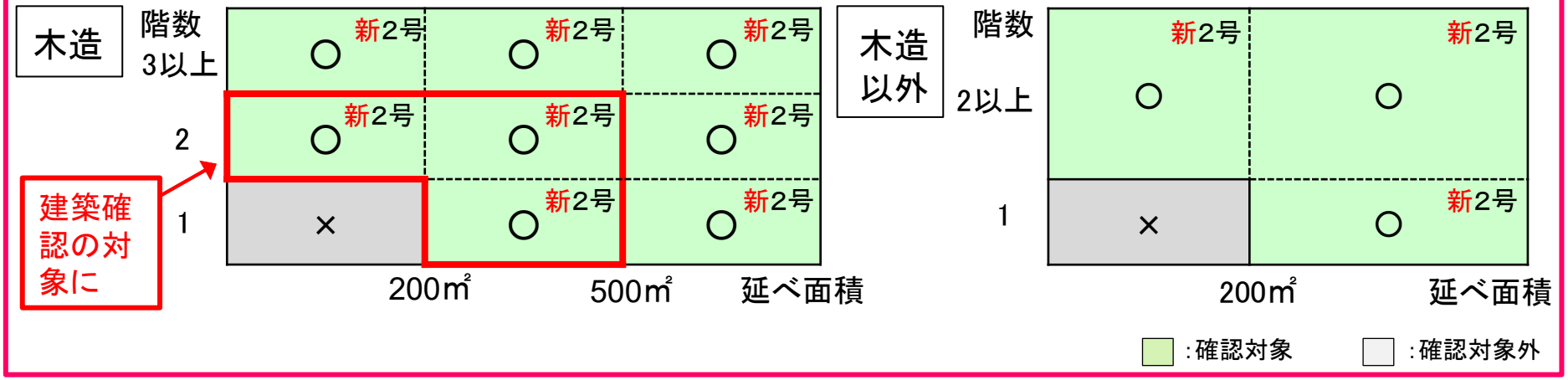

# 建築確認の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

## 改正前

**階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象**

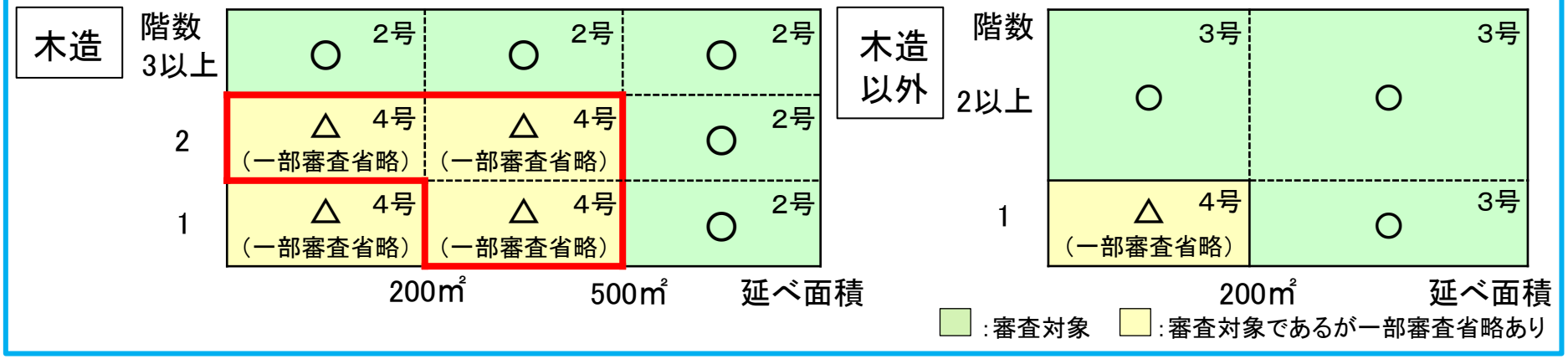


## 改正後

**平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造関係規定等の審査が必要に**（省エネ基準の審査対象も同一の規模）

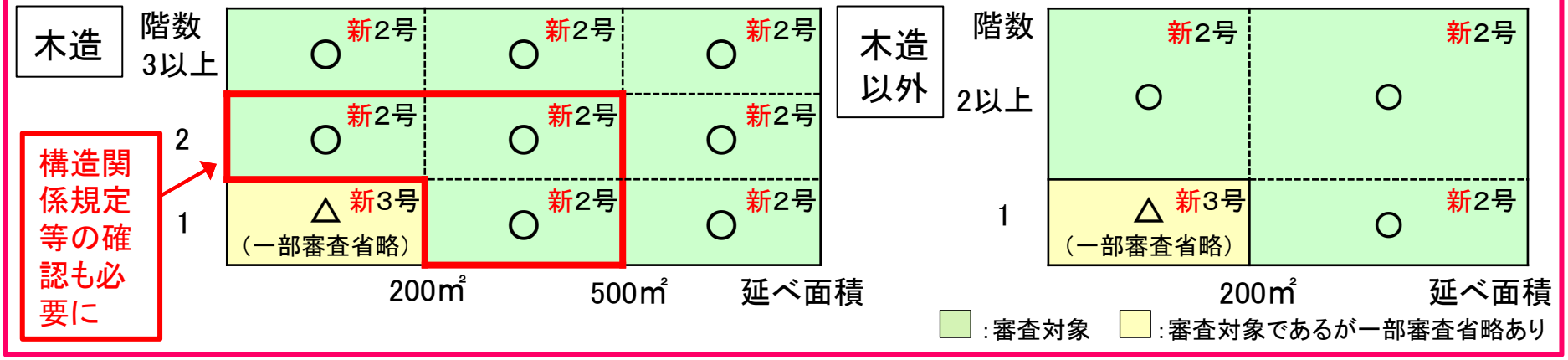

# 既存建築物のリフォームにあたり必要な3つのステップ

国土交通省

**<ステップ 1 >**

**大規模の修繕又は大規模の模様替※1に該当するか否かを確認**

該当しない → **建築確認・検査の手続不要**

※1 建築物の主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根又は階段）の１種以上について行う過半の修繕又は模様替のこと

該当する ↓

**<ステップ2>**

**現行の建築基準法令の規定への適合状況を調査**

適合しない規定あり ↓

**<ステップ3>**

**既存不適格である規定については緩和※2を適用して設計**

※2（例）構造関係規定について既存不適格である場合
原則は現行の規定に適合させる必要 → 構造耐力上の危険性が増大しなければOK

↓

**建築確認・検査の手続へ**

# 木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否について



○２階建ての木造戸建等で行われる**大規模なリフォーム**※で2025年4月以降に工事に着手するものは、**建築確認手続の対象**となります。
※建築基準法の大規模修繕・模様替（建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の1種以上について行う過半の改修等）に該当するもの。

○キッチン、トイレ、浴室等の**水回りのみのリフォーム**、バリアフリー化のための**手すりやスロープの設置工事**については、**従来通り建築確認手続は不要**です。

○ 建築確認手続が不要な場合でも、リフォーム後の建築物は建築基準法の規定に適合している必要があります。

**木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否判断（フローチャート）**

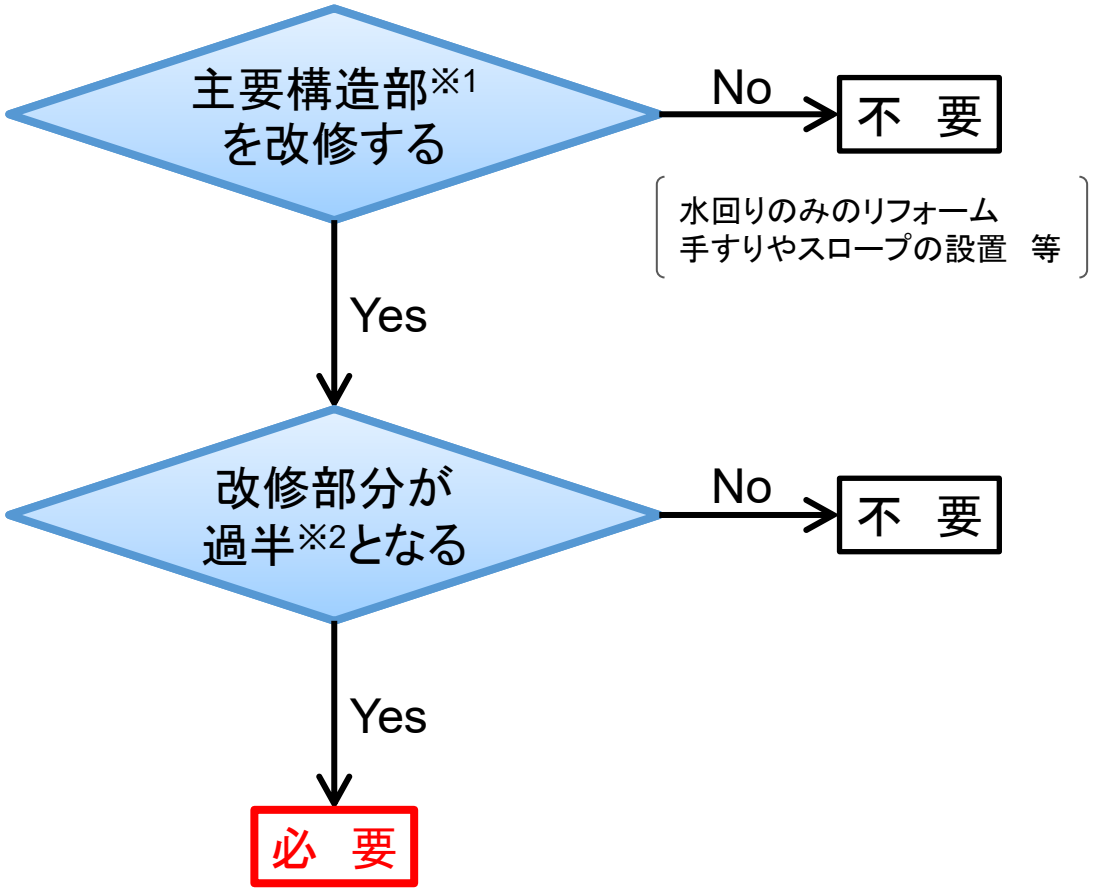


**※１主要構造部**

壁、柱、床、梁、屋根又は階段をいい、以下を除く。

- 構造上重要でない間仕切壁
- 間柱、付け柱
- 小梁、ひさし
- 揚げ床、最下階の床、回り舞台の床
- 局部的な小階段、屋外階段　　等

**※２過半の判断は主要構造部ごとに行う。**

- 壁　・・・総面積に占める割合
- 柱　・・・総本数に占める割合
- 梁　・・・総本数に占める割合
- 床　・・・総水平投影面積に占める割合
- 屋根・・・総水平投影面積に占める割合
- 階段・・・その階ごとの総数に占める割合

# 屋根の改修に関する建築基準法上の取扱い



○屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

○また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

**大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）**

## ① 屋根ふき材のみの改修

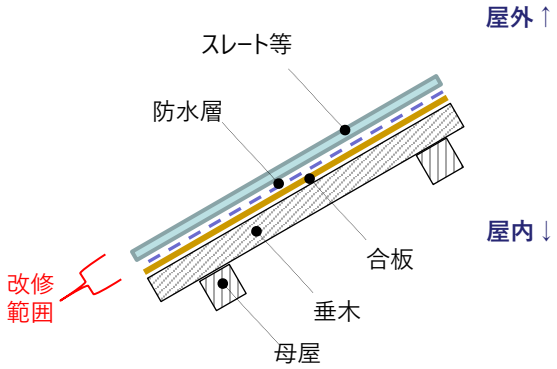


図1 横から見た断面図

## ② カバー工法による改修

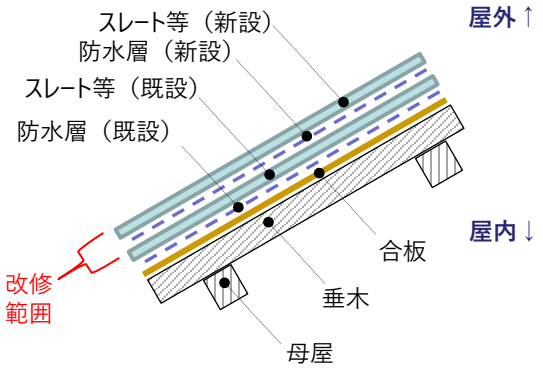


図2 横から見た断面図

＜注 意＞

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の総水平投影面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

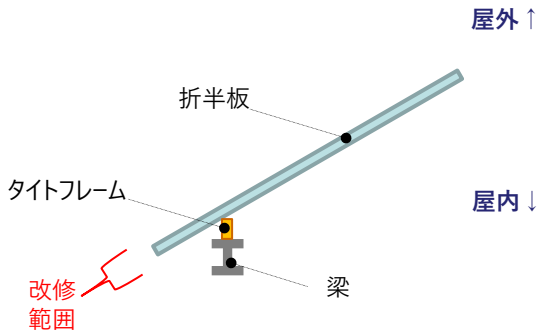


図3 横から見た断面図

# 外壁の改修に関する建築基準法上の取扱い(1/2)



○外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
○ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。
○既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

**大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例**（**あくまでも例であり、実情に応じて判断すること**）

## ① 外壁の外装材のみの改修等

### 木造（充填断熱の場合）

（１）屋外側に構造用合板がある場合

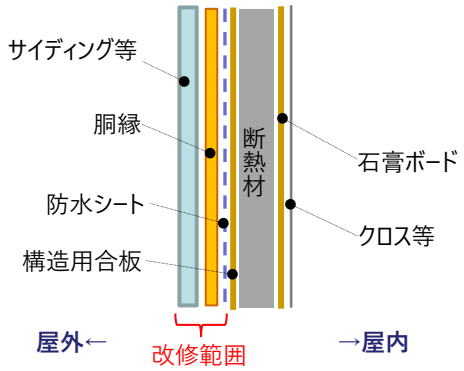


図1-1 横から見た断面図

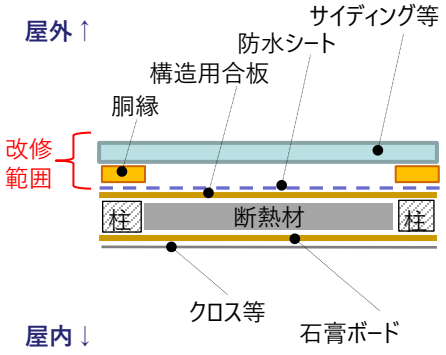


図1-2 上から見た断面図

（２）屋外側に構造用合板がない場合

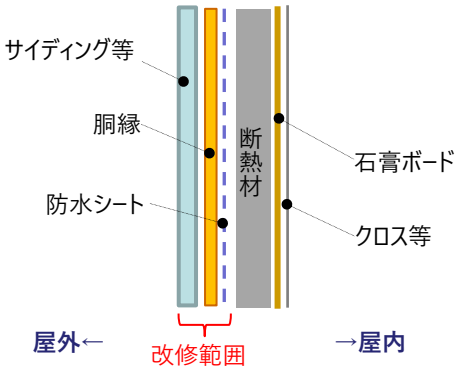


図1-3 横から見た断面図

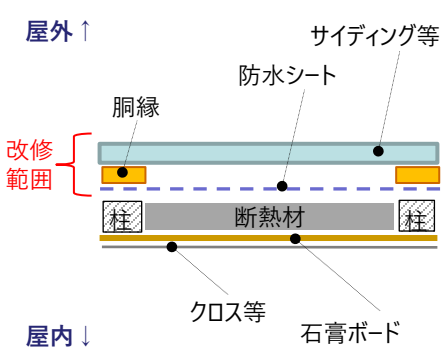


図1-4 上から見た断面図

### RC造（壁式構造・外断熱の場合）

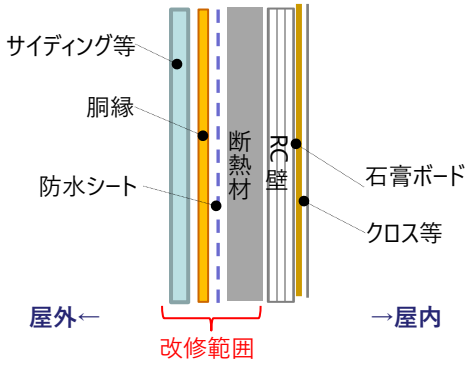


図1-5 横から見た断面図

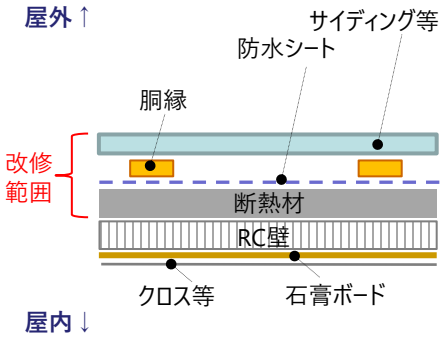


図1-6 上から見た断面図

### 鉄骨造（充填断熱の場合）

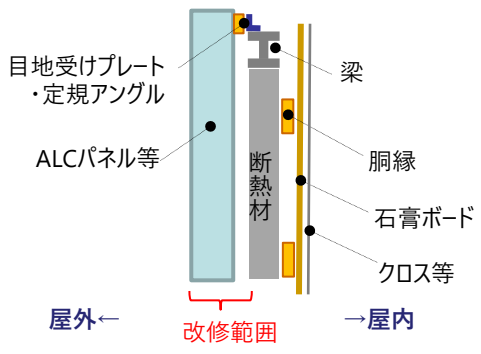


図1-7 横から見た断面図

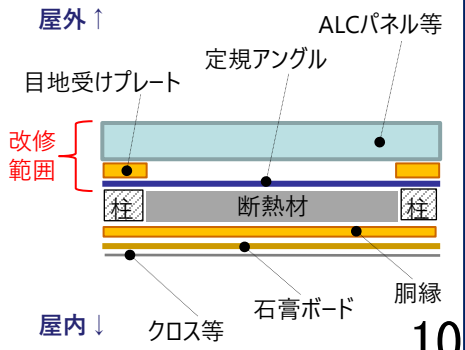


図1-8 上から見た断面図

# 外壁の改修に関する建築基準法上の取扱い(2/2)



**大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）**

## ② 外壁の内側からの断熱改修等

### 木造（充填断熱の場合）

※構造用合板がない場合も同様です。

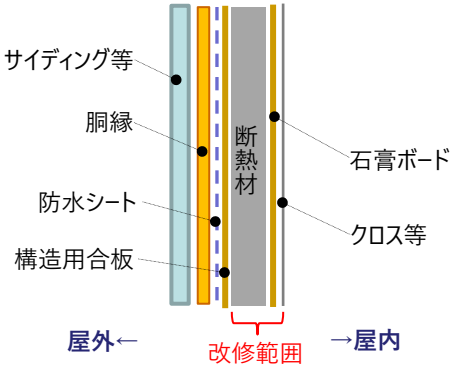


図2-1 横から見た断面図

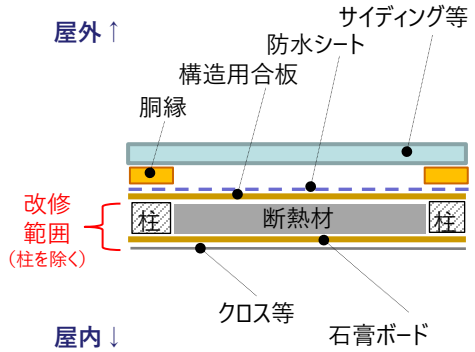


図2-2 上から見た断面図

### 鉄骨造（充填断熱の場合）

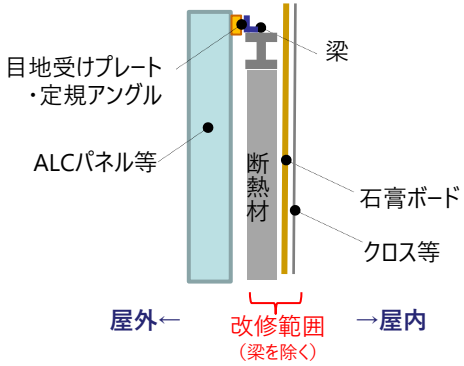


図2-3 横から見た断面図

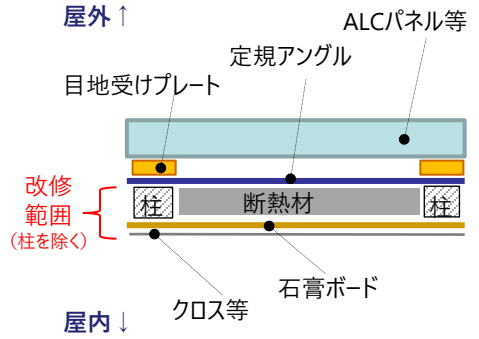


図2-4 上から見た断面図

### RC造（壁式構造・内断熱の場合）

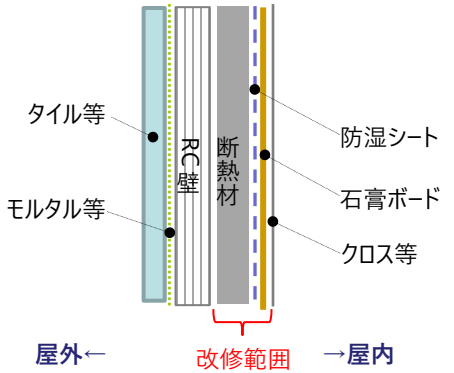


図2-5 横から見た断面図

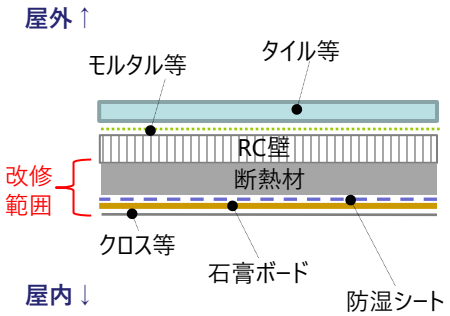


図2-6 上から見た断面図

**＜注 意＞**

外装材の改修等を行うことで外壁の全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

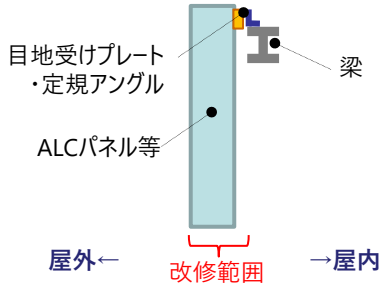


図2-7 横から見た断面図

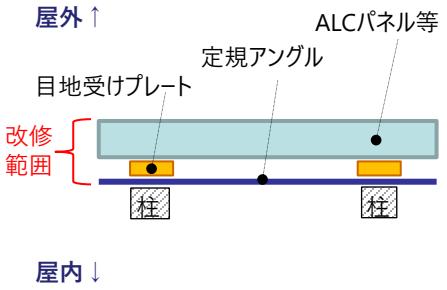


図2-8 上から見た断面図

# 床の改修に関する建築基準法上の取扱い



○床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

○また、既存の床の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

**大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）**

## ① 仕上げ材等のみの改修

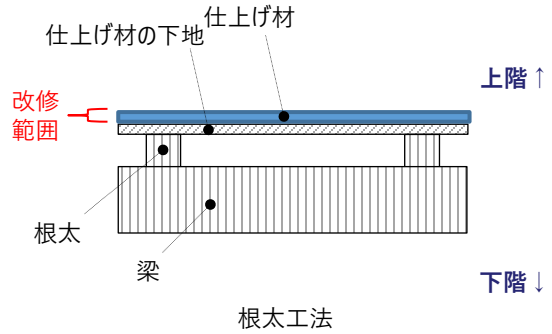


根太工法

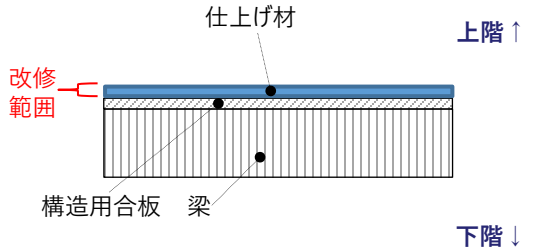


剛床工法

**図1 横から見た断面図**

## ②仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修

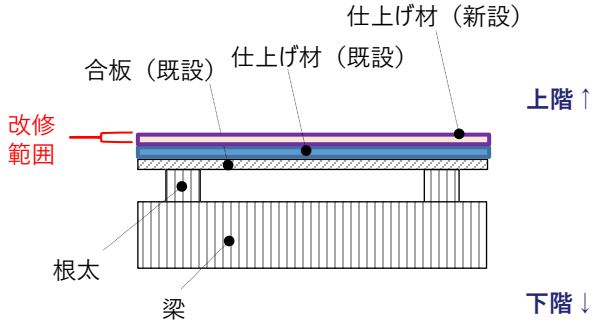


根太工法

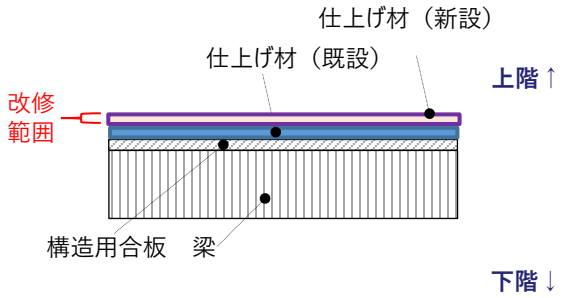


剛床工法

**図2 横から見た断面図**

# 階段の改修に関する建築基準法上の取扱い



○各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

○また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第２条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

**大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）**

## ① 過半に至らない範囲をやり替える改修

階段の上り位置の変更を行う場合等に行う
過半に至らない段数等の改修を行う行為

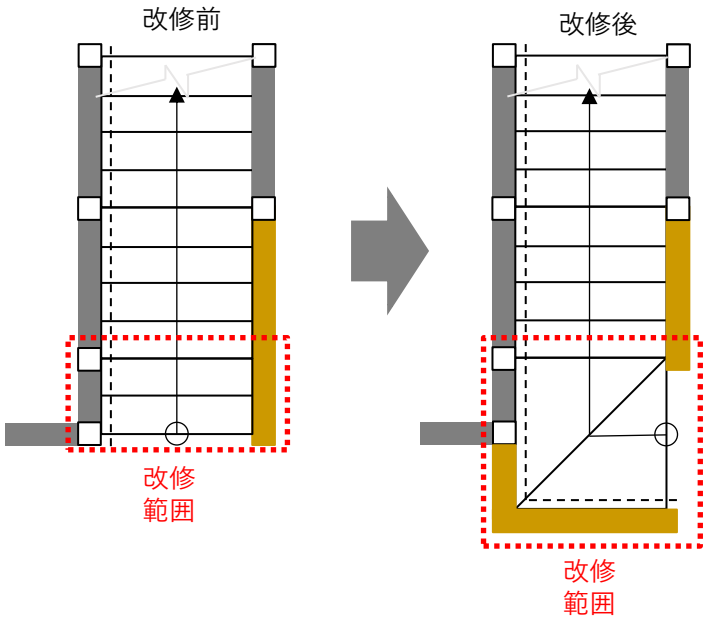


図1　階段改修イメージ

## ②既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

既存の踏板に仕上げ材を被せる改修

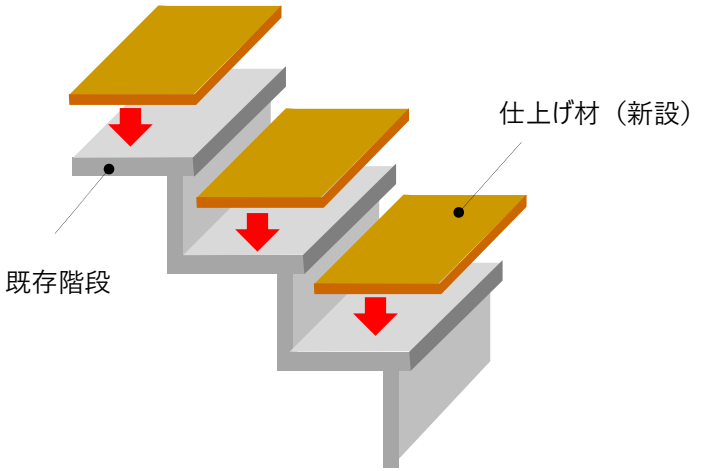


図2　階段改修イメージ

# 木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否について

## 建築確認手続が不要な木造戸建のリフォーム①

| 改修箇所 | キッチン | トイレ | 浴室 |
|---|---|---|---|
| イメージ | | 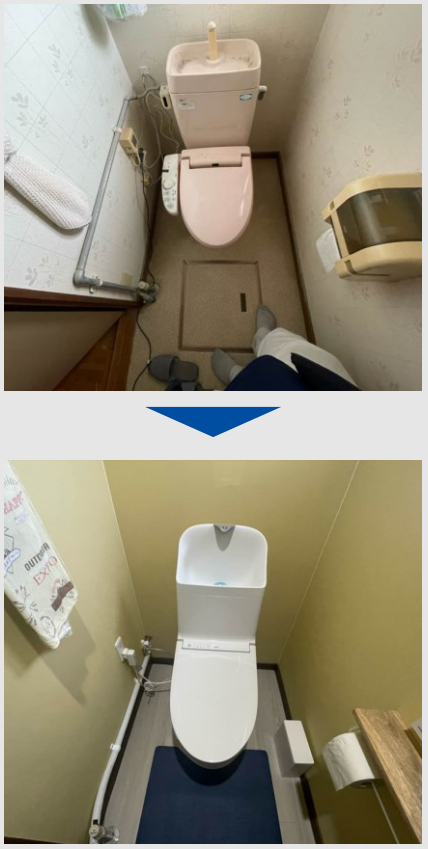 | 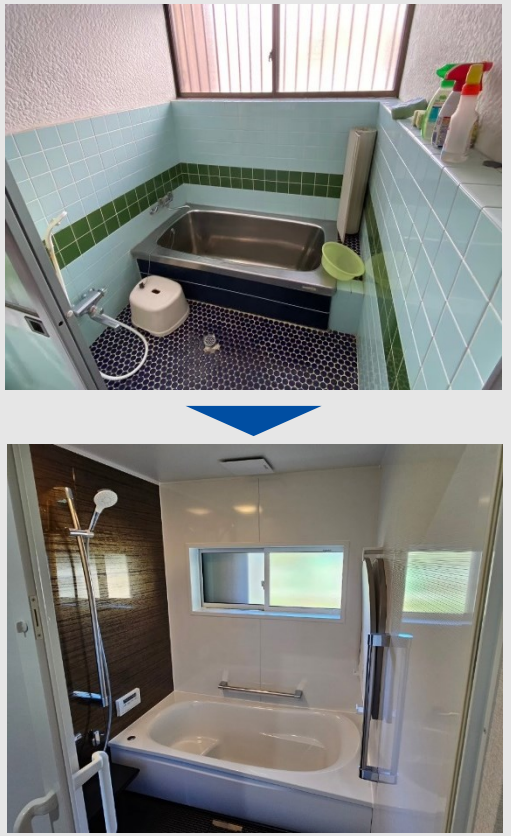 |
| 解説 | キッチンの交換はすべて建築確認不要 | トイレの交換はすべて建築確認不要 | ユニットバスの交換はすべて建築確認不要 |

# 木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否について

## 建築確認手続が不要な木造戸建のリフォーム②

| 改修箇所 | 手すり | スロープ | 構造上重要でない間仕切壁 |
|---|---|---|---|
| イメージ | 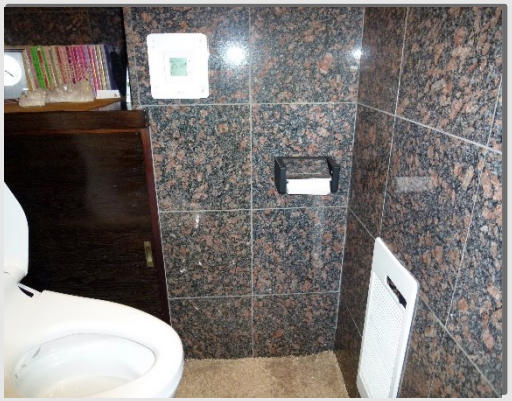 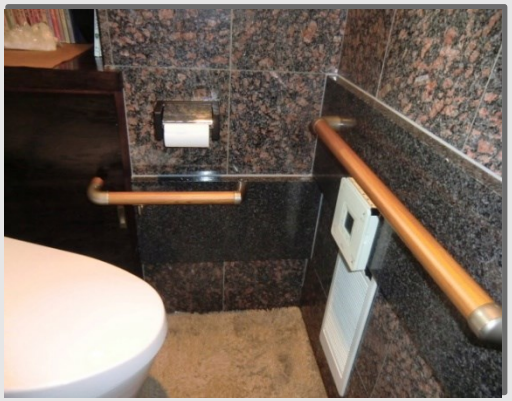 | | |
| 解説 | バリアフリー化のための手すりの設置工事はすべて建築確認不要 | バリアフリー化のためのスロープの設置工事はすべて建築確認不要 | 構造上重要でない間仕切壁のみを改修する場合は建築確認不要 |

# 木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否について

国土交通省

## 建築確認手続の要否について検討が必要な木造戸建のリフォーム①

※下記は事例イメージとして整理したものであり、実際の計画において判断がつかない場合は、特定行政庁にご相談してください。

| 改修箇所 | 屋根 | | 壁 | |
|---|---|---|---|---|
| 建築確認 | 要 | 不要 | 要 | 不要 |
| イメージ | | 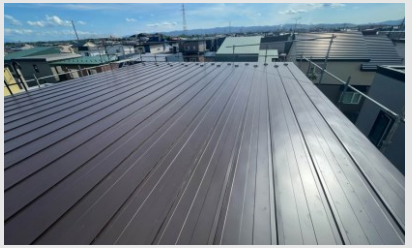 | | |
| 解説 | 改修範囲が垂木にまで及ぶような改修で、改修面積が総水平投影面積に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要 | カバー工法による改修の場合は建築確認が不要 | 改修範囲が壁を構成する主要な材にまで及ぶような改修で、改修面積が総面積に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要 | カバー工法による改修の場合は建築確認が不要 |

# 木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否について



## 建築確認手続の要否について検討が必要な木造戸建のリフォーム②

※下記は事例イメージとして整理したものであり、実際の計画において判断がつかない場合は、特定行政庁にご相談してください。

| 改修箇所 | 床（最下階の床は除く） | | 階段 | |
|---|---|---|---|---|
| 建築確認 | 要 | 不要 | 要 | 不要 |
| イメージ | 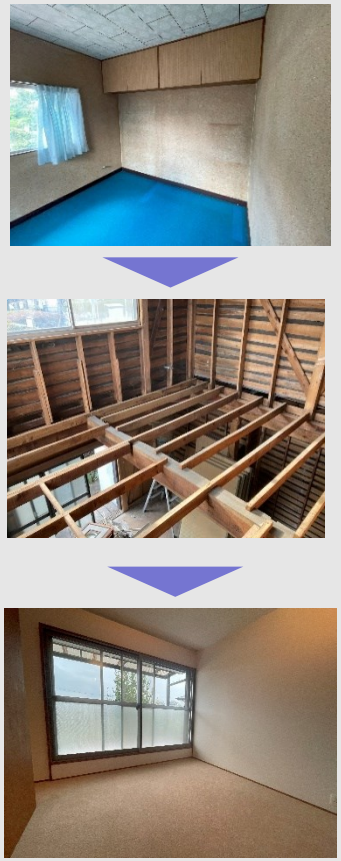 | 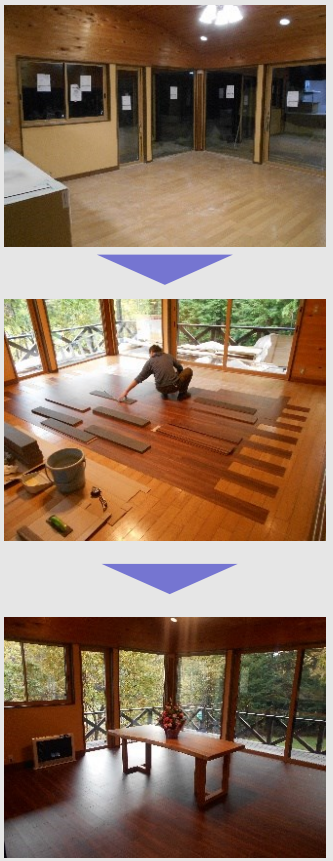 | 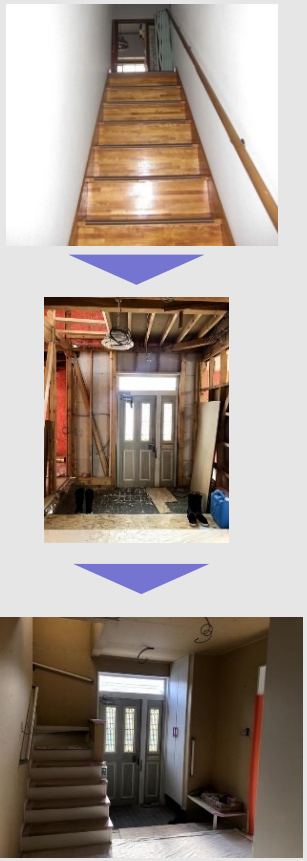 | 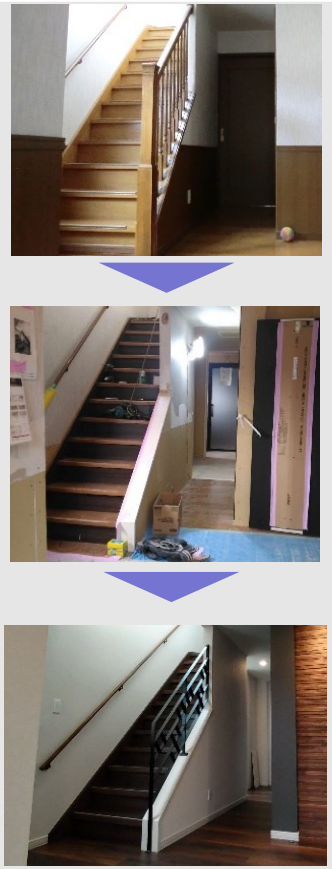 |
| 解説 | 改修範囲が根太にまで及ぶような改修で、改修面積が総水平投影面積に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要 | 既存の床の上に新しい仕上げ材を被せる改修の場合は建築確認が不要 | 階段の過半（階ごとの総数に占める割合により判断）を架け替える場合は建築確認が必要 | 既存の階段の上に新しい仕上げ材を被せる改修の場合は建築確認が不要 |

# 木造戸建のリフォームにおける建築確認手続の要否について



## 建築確認手続の要否について検討が必要な木造戸建のリフォーム③

※下記は事例イメージとして整理したものであり、実際の計画において判断がつかない場合は、特定行政庁にご相談してください。

| 改修箇所 | 柱（間柱、付け柱を除く） | | 梁（小梁を除く） | |
|---|---|---|---|---|
| 建築確認 | 要 | 不要 | 要 | 不要 |
| イメージ | | | | |
| 解説 | 柱の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要 | 柱の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半とならない場合は建築確認が不要 | 梁の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半となる場合は建築確認が必要 | 梁の改修で、改修本数が総本数に占める割合で過半とならない場合は建築確認が不要 |

# 既存建築物に関するガイドライン・解説集

国土交通省

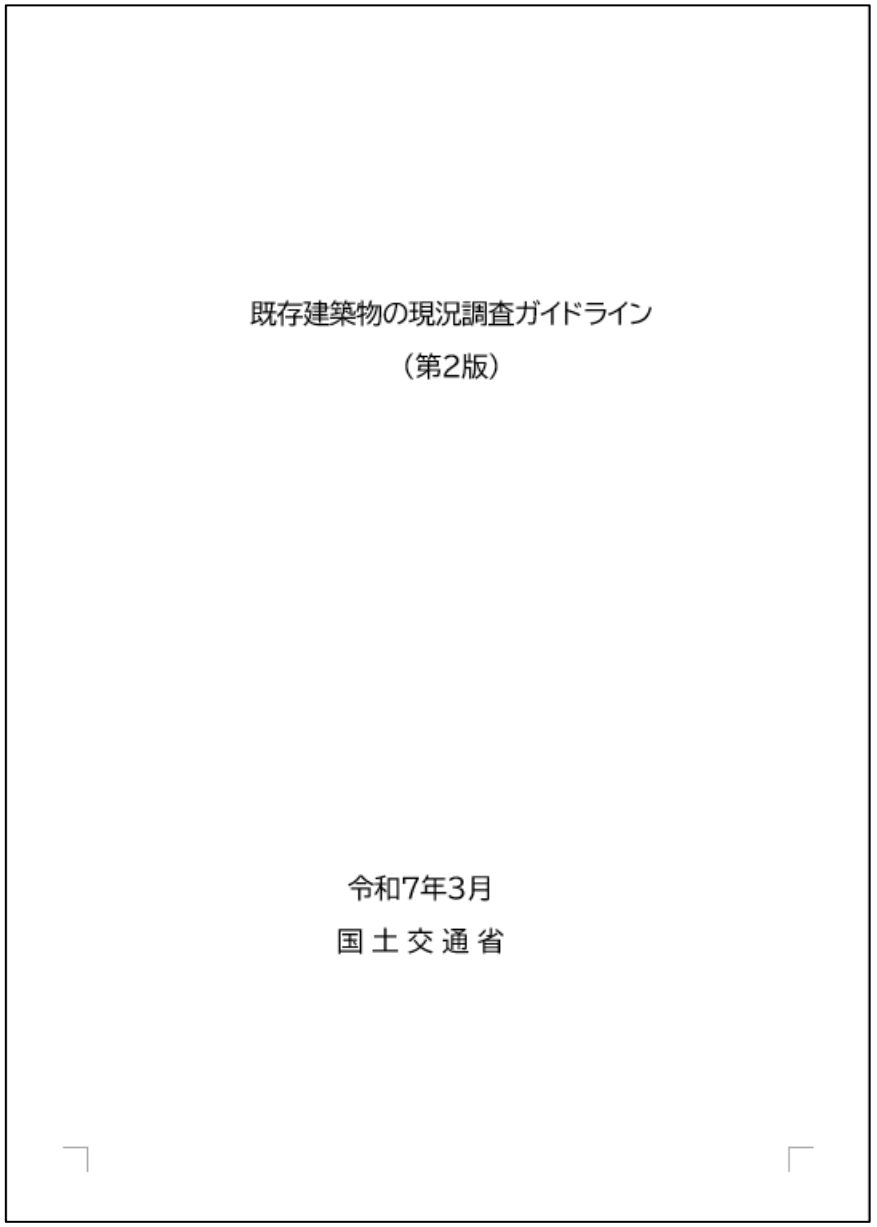

既存建築物の現況調査ガイドライン

（第2版）

令和7年3月

国 土 交 通 省

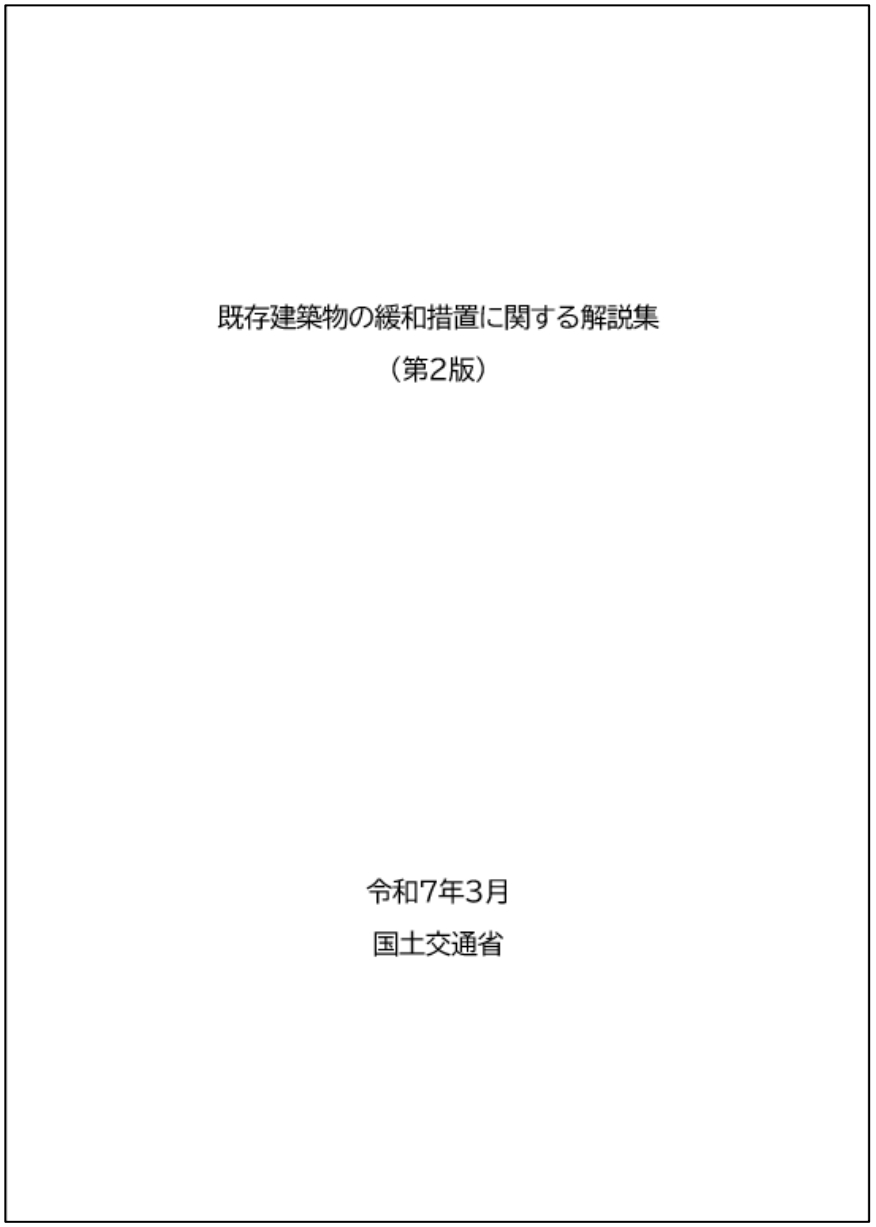

既存建築物の緩和措置に関する解説集

（第2版）

令和7年3月

国土交通省

# 既存建築物の現況調査ガイドライン（概要）

国土交通省

←ガイドラインはこちらからご覧ください

○既存建築物の改修（増改築、大規模の修繕・模様替、用途変更）をしようとする場合に、改修を行わない既存部分の建築基準法令の規定への適合性を確認することが難しく、既存建築ストックの有効活用の障壁となっている。

○こうした背景を受け、国土交通省では、既存建築ストックの有効活用を図るために「**既存建築物の現況調査ガイドライン**」を策定・公表。本ガイドラインは、改修をしようとする既存建築物について、建築士が行う現況調査の手順・方法、調査結果に応じた既存建築物の緩和措置の適用の可否、確認申請での活用を想定した調査報告書の作成方法を解説している。

## 調査1：検査済証の交付状況等の調査

改修を行おうとする既存建築物について、直近の建築等工事に係る次の事項を調査。

- ✓ 検査済証の交付の有無
- ✓ 直近の建築等工事の着手時点

## 調査2：現地調査

調査1の結果に応じ、計画建築物の現地にて次の事項を調査し、調査報告書を作成。

- ✓ 現行の規定への適合状況
- ✓ 直近の建築等の工事着手時の規定への適合状況（既存不適格である規定を特定）

## 改修計画の作成

調査2の結果に応じ、改修を計画。調査報告書は確認申請図書に活用。

- ✓ 適合状況が「不適合」又は「不明」の規定は現行の規定へ適合させる。
- ✓ 適合状況が「既存不適格」の規定は緩和を適用する。

## ＜ガイドラインに基づく現況調査の全体像＞

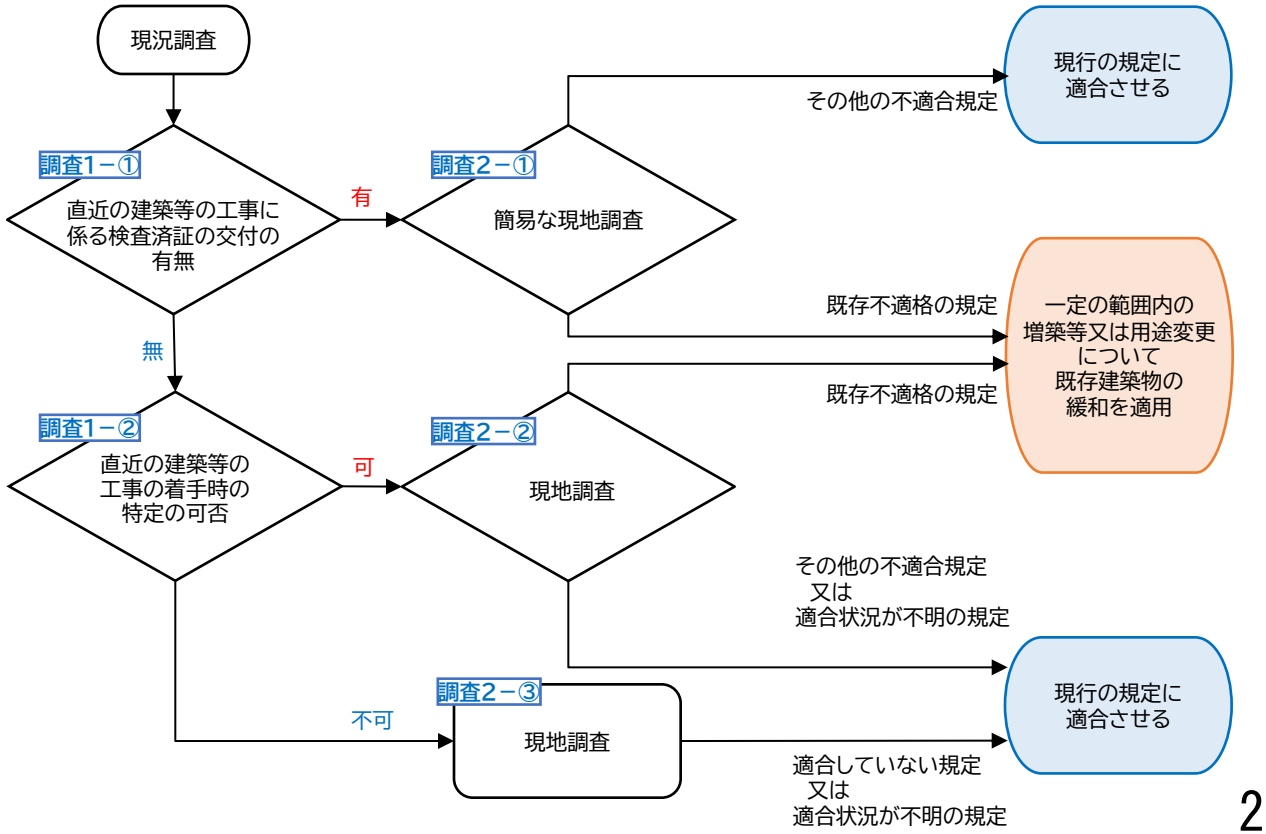

# 既存建築物の緩和措置に関する解説集（概要）

国土交通省

←解説集はこちらからご覧ください

○既存不適格である建築物については、改修（増改築、大規模の修繕・模様替、用途変更）の際に現行の建築基準法令の規定に適合させることとしているが、建築主の負担が過大になることもあることから、一定の条件の改修については、既存不適格である規定を引き続き既存不適格とすることができる緩和措置を講じている。

○ 上記緩和措置を適用した改修を円滑に実施できるよう、国土交通省では、緩和措置を適用する場合の条件等を図解した「**既存建築物の緩和措置に関する解説集**」を策定・公表。

## 既存建築物の緩和が適用される代表的なパターン

※あくまで代表的なパターンであり、個別の規定ごとに緩和条件を確認する必要がある。

### ①規定の適用上、改修部分と既存部分を分けられる場合

**構造、防火・避難の関係規定**

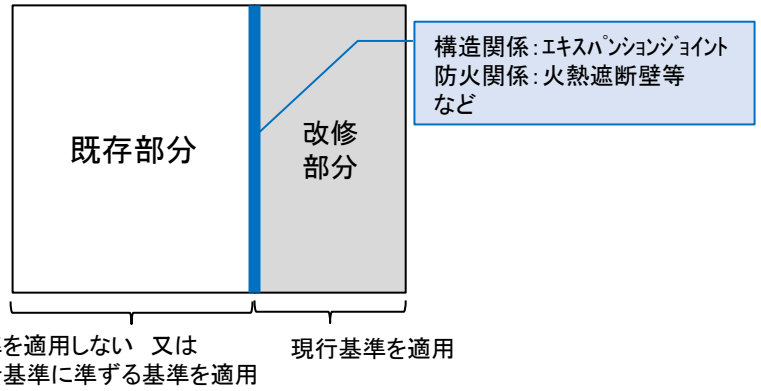


**居室、建築設備等の関係規定**

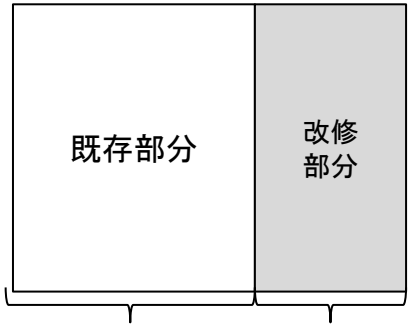


### ②増改築部分が小規模な場合

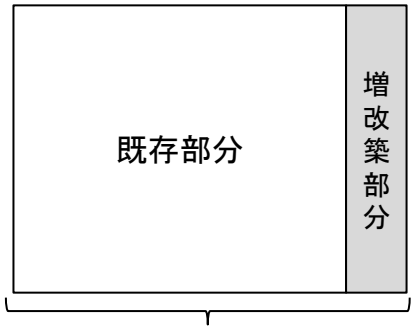


※一部の規定については、
増改築部分に現行基準　又は
それに準ずる基準を適用

### ③大規模の修繕・大規模の模様替の場合

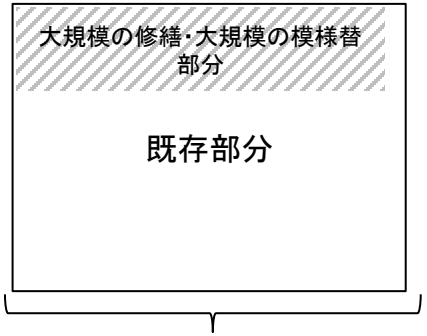


※一部の規定については
現行基準に準ずる基準を適用

国住指第５１７号
令和７年３月26日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長
（公印省略）

既存建築物の増築等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 69 号。以下「改正法」という。）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の改正を踏まえ、既存建築物の確認審査等の運用について「既存建築物の確認審査等の円滑な運用について（技術的助言）」（令和６年 12 月６日付国住指第 318 号。以下「令和６年通知」という。）により通知したところである。

今般、既存建築物の活用を一層促進する観点から、既存建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）に係る建築基準法上の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

１．既存建築物の法適合状況の調査が困難な規定の取扱いについて

既存建築物の増築等をしようとする場合に、当該増築等をする部分以外の部分が建築基準法令の規定に適合しているかどうかを調査する必要があるところ、次に掲げる規定への適合状況について、令和６年通知で示した「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づく調査等を行っても、なおこれらの規定への適合状況が分からない場合には、これらの規定が適用される建築物の部分に構造安全性を損なうような著しい劣化が確認されなければ、当該規定については既存不適格として取り扱って差し支えない。

・法第 20 条（改正法による改正前の建築基準法第６条第１項第１号から第３号までに掲げる建築物以外の建築物の基礎の構造方法に係る部分に限る。）
・法第 37 条

２．大規模の修繕及び大規模の模様替の取扱いについて

（１）主要構造部に該当する壁の判断

大規模の修繕又は大規模の模様替に際し、建築物の壁が主要構造部に該当するか否かの判断が必要となる。この際、主要構造部に該当する壁の考え方は次のとおりである。

法において「主要構造部」とは防火上の観点から制限が加えられる建築物の部分であり、構造耐力上の観点から制限が加えられる「構造耐力上主要な部分」とは別の概念として規定されている。したがって、法第２条第５号において主要構造部から除くこととされている「建築物の構造上重要でない間仕切壁」とは、防火上の観点から重要でない間仕切壁を指し、具体的には荷重（鉛直力）を負担する間仕切壁又は防火区画その他の建築物を防火上・避難上の観点から区画する間仕切壁以外の間仕切壁が該当する。

なお、外壁は主要構造部に該当することに留意されたい。

（２）減築に伴い屋根又は外壁の過半を新たに施工する場合の取扱い

建築物の一部分の除却に伴って屋根又は外壁を新たに施工する減築工事において、当該屋根又は外壁を新たに施工する部分の面積が、工事前の屋根又は外壁の総面積の過半に及ぶ場合には、当該減築工事は大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

なお、当該減築工事に係る建築確認申請の要否については、減築後の建築物が法第６条第１項第１号又は第２号に規定する規模のものとなるかどうかにより判断される。

（３）構造耐力上の危険性を増大させない大規模の修繕又は大規模の模様替の判断について

法第 20 条の規定について既存不適格である建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合に、法第 86 条の７第１項の規定による緩和が適用される大規模の修繕又は大規模の模様替の範囲は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 137 条の 12 第１項において「構造耐力上の危険性を増大させない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」と規定されている。

大規模の修繕又は大規模の模様替のうち次に掲げるものは、同項の構造耐力上の危険性を増大させない大規模の修繕又は大規模の模様替に該当すると取り扱ってよい。

① 屋根の大規模の修繕又は大規模の模様替であって、従前の屋根ふき材より重いものに葺き替えないもの

② 木造建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替であって、次のいずれかに掲げるもの

イ 間取りの変更に伴い耐力壁（準耐力壁等を除く）を改修する場合は次のいずれかに該当するもの

・令第 46 条第４項又は「枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号）第５（壁等）に適合していること

・「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」（昭和 56 年建設省告示第 1100 号）第４（四分割法）による検証結果が変わらず、又は「枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号）第５第１号に適合し、かつ、存在壁量が減らないように耐力壁の位置・量を変更すること

・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添における耐震診断方法により算出される $I_w$ 値が、工事着工前における $I_w$ 値以上であること又は $I_w$ 値が 1.0 以上であること

ロ 柱の増設を行うもの

ハ 間取りの変更等に伴い柱を取り除く場合であって、はりの強度や周辺の柱の配置状況等を考慮して柱を取り除いた後の構造安全性が確保されているもの

ニ 階段の付替えを行うもの

③ 次に掲げる方法により安全性の検証が行われたもの

イ 通常の荷重及び外力に対する安全性について、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が工事着工前における応力度以下であること又は当該応力度が許容応力度を超えないこと

ロ 大規模の地震に対する安全性について、次のいずれかの事項

・各階の保有水平耐力の必要保有水平耐力に対する比が、工事着工前における比以上であること又は各階の保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること

・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添における耐震診断方法により算出される $I_S$ 値が、工事着工前における $I_S$ 値以上であること又は $I_S$ 値が 0.6 以上であること

ハ 層間変形角や剛性率・偏心率が工事完了後において工事着工前と比較して悪化しないこと又はこれらの値が規定の範囲内であること

以上

# サポート体制図（イメージ）

国土交通省

○ 都道府県単位で建築士の個別サポートを行うサポートセンターを開設し、建築士等の相談者からの求めに応じて、サポート員が個別サポートを行う。
○ 都道府県や管内の確認申請窓口・審査者においても、サポート体制のバックアップ・情報連携を行い、サポート窓口の周知を行う。

## ＜サポート体制図（例）＞

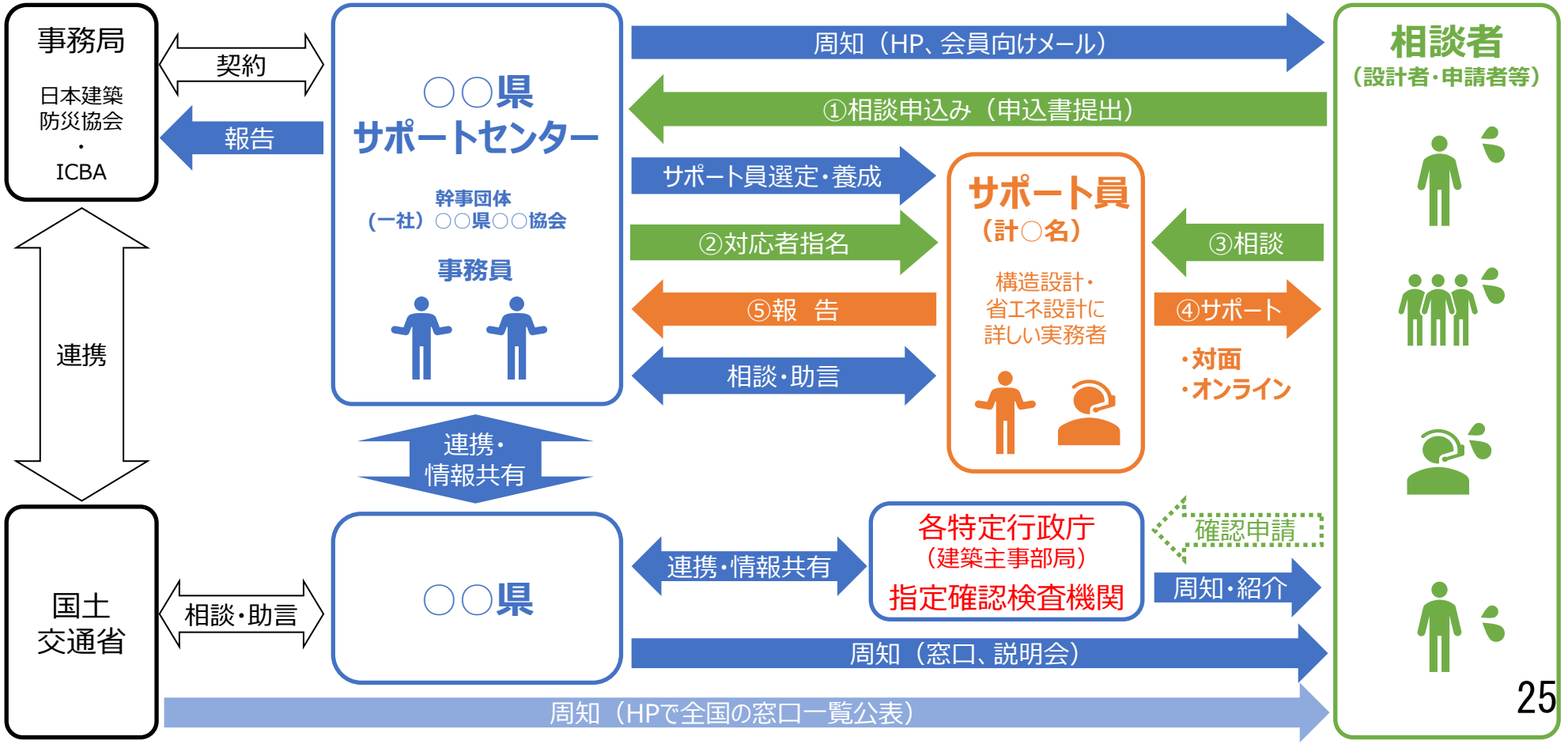

# 【参考】建築士サポートセンターの開設状況（令和7年1月17日時点）

国土交通省

| 地整等 | 都道府県 | サポートセンター実施団体 | 開設日 |
|---|---|---|---|
| 北海道 | 北海道 | 一般社団法人北海道建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| 東北 | 青森県 | 株式会社建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 岩手県 | 一般社団法人岩手県建築士事務所協会 | 令和6年11月 |
| | 宮城県 | 一般財団法人宮城県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 秋田県 | 一般財団法人秋田県建築住宅センター | 令和6年11月 |
| | 山形県 | 一般社団法人山形県建築士会 | 令和7年1月 |
| | 福島県 | 一般財団法人ふくしま建築住宅センター | 令和7年1月 |
| 関東 | 茨城県 | 一般社団法人茨城県建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| | 栃木県 | 一般社団法人栃木県建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| | 群馬県 | 一般社団法人群馬県建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| | 埼玉県 | 一般社団法人埼玉建築設計監理協会 | 令和6年12月 |
| | 千葉県 | 一般社団法人千葉県建築士会 | 令和7年1月 |
| | 東京都 | 一般社団法人東京都建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| | 神奈川県 | 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| 北陸 | 新潟県 | 新潟県建築士サポートセンター | 令和7年1月 |
| | 富山県 | 一般財団法人富山県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 石川県 | 日本建築検査協会株式会社北陸支店 | 令和7年1月 |
| 近畿 | 福井県 | 一般財団法人福井県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| 関東 | 山梨県 | 公益社団法人山梨県建設技術センター | 令和7年1月 |
| | 長野県 | 公益社団法人長野県建築士会 | 令和7年1月 |
| 中部 | 岐阜県 | 一般社団法人岐阜県建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| | 静岡県 | 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター | 令和7年1月 |
| | 愛知県 | 公益社団法人愛知建築士会 | 令和7年1月 |
| | 三重県 | 一般社団法人三重県建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| 近畿 | 滋賀県 | 一般財団法人滋賀県建築住宅センター | 令和6年11月 |
| | 京都府 | 一般社団法人京都府建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| | 大阪府 | 公益社団法人大阪府建築士会 | 令和7年1月 |
| | 兵庫県 | 公益社団法人兵庫県建築士会 | 令和7年1月 |
| | 奈良県 | 一般社団法人奈良県建築士事務所協会 | 令和6年12月 |
| | 和歌山県 | 一般社団法人和歌山県建築士事務所協会 | 令和6年12月 |
| 中国 | 鳥取県 | 一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター | 令和6年11月 |
| | 島根県 | 一般財団法人島根県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 岡山県 | 岡山県建築住宅センター株式会社 | 令和7年1月 |
| | 広島県 | 一般社団法人広島県建築士事務所協会 | 令和7年1月 |
| | 山口県 | 一般社団法人山口県建築士会 | 令和7年1月 |
| 四国 | 徳島県 | 公益社団法人徳島県建築士会 | 令和7年1月 |
| | 香川県 | 株式会社香川県建築住宅センター | 令和6年12月 |
| | 愛媛県 | 株式会社愛媛建築住宅センター | 令和6年12月 |
| | 高知県 | 公益社団法人高知県建築技術公社 | 令和7年1月 |
| 九州 | 福岡県 | 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 佐賀県 | 公益財団法人佐賀県建設技術支援機構 | 令和6年12月 |
| | 長崎県 | 一般社団法人長崎県建築士事務所協会 | 令和6年11月 |
| | 熊本県 | 一般財団法人熊本県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 大分県 | 一般財団法人大分県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 宮崎県 | 一般財団法人宮崎県建築住宅センター | 令和7年1月 |
| | 鹿児島県 | 一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会 | 令和6年12月 |
| 沖縄 | 沖縄県 | 公益社団法人沖縄県建築士会 | 令和7年1月 |

※ 最新の情報は建防協HPをご確認ください。（https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/）